

報告第3号～第10号

令和6年2月21日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 3 号	専決処分の報告について	1
報告第 4 号	専決処分の報告について	5
報告第 5 号	専決処分の報告について	9
報告第 6 号	専決処分の報告について	13
報告第 7 号	専決処分の報告について	17
報告第 8 号	専決処分の報告について	21
報告第 9 号	専決処分の報告について	27
報告第 10 号	専決処分の報告について	33

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起



四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階
みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起



専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月18日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

- (1) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- (2) [REDACTED]
[REDACTED]
- (3) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) 被告 [REDACTED] は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
 - (2) 被告 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] は、原告に対し、連帯して金558,960円並びに①令和5年9月13日から本判決言渡日まで1か月金20,900円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで1か月金67,300円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から第1号の建物明渡済みまで1か月金134,600円の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- との判決並びに第2号につき仮執行宣言を求める。

3 物件目録

[REDACTED]

[REDACTED]

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月23日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 鈴鹿市文化会館大規模改修事業設計・建設工事
- 2 変更後の契約金額 1,950,630,000円
(変更前の契約金額 1,941,500,000円)

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

鈴鹿市監査委員条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市監査委員条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月24日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市監査委員条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。



鈴鹿市条例第 1 号

鈴鹿市監査委員条例の一部を改正する条例

鈴鹿市監査委員条例（昭和 3 9 年鈴鹿市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(請求又は要求による監査) 第 7 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは <u>第 243 条の 2 の 8 第 3 項</u> の規定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項若しくは第 7 項若しくは第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第 7 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは <u>第 243 条の 2 の 2 第 3 項</u> の規定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項若しくは第 7 項若しくは第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

鈴鹿市漁港管理条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市漁港管理条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月24日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、
地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第2号

鈴鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例

鈴鹿市漁港管理条例（昭和43年鈴鹿市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）の規定に基づき市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）の規定に基づき市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月6日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
（ 別 紙 ）

理 由

地方自治法施行令の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第3号

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和5年鈴鹿市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。